

質問及び回答

件名：令和8年度林道管理における集約化・撤去・廃道の取扱いの整理等に向けた調査委託事業

【質問】

仕様書において、調査対象として「林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の事例」と記載されていますが、ここでいう「林道の廃道」の範囲について確認させてください。

林道又は林道の一部区間について、林道としての位置付けが終了する一方で、道路としての機能は引き続き有する事例（例えば、都道府県道や市町村道等、道路法上の道路としての認定・移管・編入、森林作業道等として引き続き利活用している事例）についても、「林道の廃道」の調査対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。

応札に当たり、調査対象の範囲及び事例収集の考え方を整理する必要があるため、上記についてご教示ください。

【回答】

本調査では、地方自治体等の林道の維持管理の効率化の観点から、廃道後の取扱い等も含めた留意点の整理に今後つなげるため、「林道の廃道」の調査を行うこととしており、道路法上の道路としての認定・移管・編入の事例については、林道としての位置付けは終了しているものの、引き続き公的な道路として管理されていることから、調査対象には含まないこととします。森林作業道等として引き続き利用されている事例については、調査対象に含みます。